

事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金交付実施細則

(目的)

第1 この細則は、事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第15の規定に基づき、補助金の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の通知)

第2 知事は、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）第4条の規定により申請書の提出があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、予算の範囲内において補助金を交付すべきと認めたときは、必要な条件を付し、事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金交付決定通知書（様式第1号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、原則として、申請書の受理後14日以内に行うものとする。

(承認の通知)

第3 知事は、規則第6条第1項第1号、第2号又は第3号の規定により承認の申請があった場合の承認は、事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金交付変更（中止・廃止）承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、原則として、申請書の受理後14日以内に行うものとする。

(補助金に係る書類の提出先)

第4 補助金に係る書類の提出先は、岩手県環境生活部環境生活企画室とする。

(省エネルギー診断実施機関)

第5 交付要綱第2第1項第4号の規定による専門機関は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 一般財団法人省エネルギーセンター
- (2) 地域プラットフォーム構築事業による診断機関
- (3) その他知事が認める者

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年6月13日から施行する。

様式第1号（第2関係）

岩手県指令 第 号
住 所
氏 名

事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金に対し、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）第5条の規定により、次の条件を付けて、事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金 円を交付します。

年 月 日

岩手県知事 印

- 1 補助事業者は、規則及び事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金交付要綱に従わなければならない。

(※ 以下、必要に応じ記載)

様式第2号（第3関係）

岩手県指令 第 号
住所
氏名

事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金
交付変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金交付決定について、下記のとおり変更（中止・廃止）を承認したので、通知します。

年 月 日

岩手県知事 印

記

- 1 岩手県指令番号
- 2 変更内容（中止・廃止）
- 3 変更の承認条件